

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5947358号
(P5947358)

(45) 発行日 平成28年7月6日(2016.7.6)

(24) 登録日 平成28年6月10日(2016.6.10)

(51) Int. Cl. F I
G O 6 F 21/31 (2013.01) G O 6 F 21/31
G O 6 F 21/34 (2013.01) G O 6 F 21/34

請求項の数 15 (全 17 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2014-230844 (P2014-230844) (22) 出願日 平成26年11月13日 (2014.11.13) (65) 公開番号 特開2016-95637 (P2016-95637A) (43) 公開日 平成28年5月26日 (2016.5.26) 審査請求日 平成26年11月13日 (2014.11.13)</p>	<p>(73) 特許権者 397077955 株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 (74) 代理人 110001243 特許業務法人 谷・阿部特許事務所 (72) 発明者 森 滋子 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株 式会社三井住友銀行内 審査官 中里 裕正</p>
--	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 認証処理装置、方法およびプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

認証処理装置であって、

ユーザの管理情報を格納する第1のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含む、第1のデータベースと、

前記ユーザによって入力された前記認証情報を格納する第2のデータベースと、

前記第1のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定するように構成されている判定手段であって、前記判定手段は、前記ユーザ端末から受信した前記ユーザの認証情報

10

を前記第2のデータベースに格納するようにさらに構成されている、判定手段と、
 前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合するように構成されている照合手段と

を備え、

前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致しない場合に、前記照合手段は、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した一連の認証情報を前記第2のデータベースに格納されている前記認証情報と照合し、両者が一致するか

20

どうかを判定するようにさらに構成されている、認証処理装置。

【請求項 2】

両者が一致するとの判定に応じて、前記照合手段は、インターネットサービスプロバイダに対して通知メッセージを送信するようにさらに構成されている、請求項 1 に記載の認証処理装置。

【請求項 3】

前記通知メッセージは、不正アクセスが行われていることを示すメッセージであり、前記第 2 のデータベースに格納されている認証情報は、不正アクセスが疑われる際の照合データとして利用される、請求項 2 に記載の認証処理装置。

10

【請求項 4】

前記認証時回数情報は、前記ユーザに関連付けられているワンタイムパスワードの値に基づいて動的に決定される、請求項 1 に記載の認証処理装置。

【請求項 5】

認証処理装置であって、ユーザの管理情報を格納する第 1 のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含み、前記認証時回数情報は、前記ユーザに関連付けられているワンタイムパスワードの値に基づいて動的に決定される、第 1 のデータベースと、

前記ユーザによって入力された前記認証情報を格納する第 2 のデータベースと、前記第 1 のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定するように構成されている判定手段であって、前記判定手段は、前記ユーザ端末から受信した前記ユーザの認証情報を前記第 2 のデータベースに格納するようにさらに構成されている、判定手段と、

20

前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合するように構成されている照合手段と

を備えた認証処理装置。

30

【請求項 6】

認証処理装置であって、ユーザの管理情報を格納する第 1 のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含み、前記認証時回数情報は、前記ユーザに関連付けられているワンタイムパスワードの値に基づいて動的に決定される、第 1 のデータベースと、

前記第 1 のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定するように構成されている判定手段と、

40

前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合するように構成されている照合手段と

を備えたことを特徴とする認証処理装置。

【請求項 7】

認証処理装置において実行される認証処理方法であって、前記認証処理装置は、ユーザの管理情報を格納する第 1 のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含む、第 1 のデータベースと、

50

前記ユーザによって入力された前記認証情報を格納する第2のデータベースとを備え、前記方法は、

前記第1のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定することであって、前記ユーザ端末から受信した前記ユーザの認証情報は、前記第2のデータベースに格納される、ことと、

前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合することと、

前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致しない場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した一連の認証情報を前記第2のデータベースに格納されている前記認証情報と照合し、両者が一致するかどうかを判定することと

を備える認証処理方法。

【請求項8】

両者が一致するとの判定に応じて、インターネットサービスプロバイダに対して通知メッセージを送信することをさらに備える、請求項7に記載の認証処理方法。

【請求項9】

前記通知メッセージは、不正アクセスが行われていることを示すメッセージであり、前記第2のデータベースに格納されている認証情報は、不正アクセスが疑われる際の照合用データとして利用される、

請求項8に記載の認証処理方法。

【請求項10】

前記認証時回数情報は、前記ユーザに関連付けられているワンタイムパスワードの値に基づいて動的に決定される、請求項7に記載の認証処理方法。

【請求項11】

請求項7乃至10のいずれか一項に記載の方法をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【請求項12】

認証処理装置において実行される認証処理方法であって、

前記認証処理装置は、

ユーザの管理情報を格納する第1のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含み、前記認証時回数情報は、前記ユーザに関連付けられているワンタイムパスワードの値に基づいて動的に決定される、第1のデータベースと、

前記ユーザによって入力された前記認証情報を格納する第2のデータベースと

を備え、前記方法は、

前記第1のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定することであって、前記ユーザ端末から受信した前記ユーザの認証情報は、前記第2のデータベースに格納される、ことと、

前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合することと

を備える認証処理方法。

10

20

30

40

50

【請求項 1 3】

請求項 1 2 に記載の方法をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【請求項 1 4】

認証処理装置において実行される認証処理方法であって、
前記認証処理装置は、

ユーザの管理情報を格納する第 1 のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含み、前記認証時回数情報は、前記ユーザに関連付けられているワンタイムパスワードの値に基づいて動的に決定される、第 1 のデータベースを備え、

前記方法は、

前記第 1 のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定することと、

前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合することと

を備える認証処理方法。

【請求項 1 5】

請求項 1 4 に記載の方法をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、セキュリティ技術に関する。より詳細に言えば、本発明は、ネットバンキングシステムにおける認証情報の盗難に対する認証処理装置、方法およびプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、ユーザが、パーソナルコンピュータ（PC）や携帯電話などを使用してインターネット経由で銀行などの金融機関が提供するネットバンキングシステムにアクセスし、当該システムが提供するサービスを利用することが広まっている。ネットバンキングシステムを利用する際、まず、ユーザ認証のための画面が表示されることが多い。また、ユーザが使用を望むサービスの種類（例えば、送金）によっては、さらなるユーザ認証が必要になることもある。

【0003】

このようなネットバンキングシステムの利用が拡大する一方で、コンピュータウイルスなどによるユーザの ID およびパスワードの盗難事件が多発するようになってきている。ユーザが使用するパーソナルコンピュータ（PC）などがウイルス感染すると、認証画面や追加パスワード入力画面の偽画面が表示され、ユーザがその偽画面を本物の画面と信じて ID やパスワードを入力したことによりパスワードが盗まれたり、あるいは本物の画面が表示されたとしても、ID やパスワードを入力して所定のボタン押下時に入力した ID やパスワードが盗まれたりすることも発生している。

【0004】

ID やパスワードが盗まれると、本人が気づかないうちに第三者によって口座から不正送金が行われてしまうなどの重大な被害が発生することもある。

【0005】

このような第三者の不正アクセスを防止するために、正規利用者の ID およびパスワードに類似した「おとりパスワード」のリストを予め用意しておき、アクセスしてきた利用者が入力した ID およびパスワードが「おとりパスワード」リストと一致した場合に当該利用者を不正利用者と判断することも行われていた（特許文献 1 参照）。

10

20

30

40

50

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開平6 - 152747号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、このような対策が採られていたとしても、パスワード盗難による被害は毎年のように報告されている。上述のようなコンピュータウィルスによりパスワードが盗まれた場合、本人が気づかないうちに見ず知らずの第三者宛ての不正送金が行われることがあった。

10

【0008】

また、パスワードの盗難がしづらくなるための対策が採られたとしても、その対策を破る新手のコンピュータウィルスなどが出現することにより、新たな対策を採る必要が生じるといった、いたちごっこの状況となっていた。

【0009】

本願発明は、このような課題に鑑みてなされたものであり、盗まれても構わない「おとりパスワード」および「正規のパスワード」の入力条件を定めておき、当該入力条件を満たす操作をユーザが行った場合にのみ処理を続行させ、当該入力条件を満たす操作が行われなかった場合には後続の処理を行わないことにより、パスワード盗難による不正送金などの被害を減らす装置および方法を提供することを目的とする。

20

【0010】

また、本願発明は、パスワード盗難による不正アクセスが疑われる時には、インターネットサービスプロバイダ（ISP）などに必要な情報を通知することにより、不正アクセスを行った者を特定しやすくする装置および方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0011】

上記の課題を解決するための一態様としての認証処理装置は、ユーザの管理情報を格納する第1のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含む、第1のデータベースと、前記ユーザによって入力された前記認証情報を格納する第2のデータベースと、前記第1のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定するように構成されている判定手段であって、前記判定手段は、前記ユーザ端末から受信した前記ユーザの認証情報を前記第2のデータベースに格納するようにさらに構成されている、判定手段と、前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合するように構成されている照合手段とを備え、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致しない場合に、前記照合手段は、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した一連の認証情報を前記第2のデータベースに格納されている前記認証情報と照合し、両者が一致するかどうかを判定するようにさらに構成されている、ことを特徴とする。

30

40

【0012】

本発明の他の態様としての認証処理装置は、ユーザの管理情報を格納する第1のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含み、前記認証時回数情報は、前記ユーザに関連付けられているワンタイムパスワードの値に基づいて動的に決定される、第1のデータベースと、前記第1のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す

50

場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定するように構成されている判定手段と、前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合するように構成されている照合手段とを備えたことを特徴とする。

【0013】

また、他の態様としての認証処理装置において実行される認証処理方法は、前記認証処理装置が、ユーザの管理情報を格納する第1のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含む、第1のデータベースと、前記ユーザによって入力された前記認証情報を格納する第2のデータベースとを備え、前記方法は、前記第1のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定することであって、前記ユーザ端末から受信した前記ユーザの認証情報は、前記第2のデータベースに格納される、ことと、前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合することと、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致しない場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した一連の認証情報を前記第2のデータベースに格納されている前記認証情報と照合し、両者が一致するかどうかを判定することを備えることを特徴とする。

【0014】

本発明の他の態様としての認証処理装置において実行される認証処理方法は、前記認証処理装置が、ユーザの管理情報を格納する第1のデータベースであって、前記管理情報は、前記ユーザの認証情報、契約情報、および認証時回数情報を含む、前記認証時回数情報は、前記ユーザに関連付けられているワンタイムパスワードの値に基づいて動的に決定される、第1のデータベースを備え、前記方法は、前記第1のデータベースから前記管理情報を読み出し、前記読み出した管理情報の前記契約情報が契約有りを示す場合に、認証情報入力画面を介してユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上であるかを判定することと、前記ユーザ端末から受信した認証情報の数が前記認証時回数情報に示される数以上の場合に、前記ユーザ端末から受信した認証情報のうち前記認証時回数情報に示される数の時に入力された認証情報と、前記読み出した管理情報の前記ユーザの認証情報とが一致するかどうかを照合することとを備えることを特徴とする。

【発明の効果】

【0015】

本発明によれば、盗まれても構わない「おとりパスワード」および「正規のパスワード」の入力条件を定めておき、当該入力条件を満たす操作をユーザが行った場合にのみ処理を続行させ、当該入力条件を満たす操作が行われなかった場合には後続の処理を行わないことにより、パスワード盗難による不正送金などの被害を減らすことが可能となる。

【0016】

また、本発明によれば、パスワード盗難による不正アクセスが疑われる時には、インターネットサービスプロバイダ（ISP）などに必要な情報を通知することにより、不正アクセスを行った者を特定しやすくすることが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明に係るネットバンキングシステムを含む、システム全体の概要を説明する図である。

10

20

30

40

50

【図2】本発明に係るネットバンキングシステムのシステム構成の概要を説明する図である。

【図3】本発明に係るネットバンキングシステムにおいて実行される認証処理を説明するフロー図である。

【図4】認証情報入力画面の一例としてのログイン画面である。

【図5】管理DBに格納される管理情報のデータ項目の一例を説明する図である。

【図6】入力情報DBに格納される入力認証情報のデータ項目の一例を説明する図である。

【図7】本発明に係るネットバンキングシステムの機能ブロック図である。

【図8】第三者が盗んだユーザIDやPWなどの認証情報を利用してシステムにアクセスした際の処理を説明する図である。

10

【発明を実施するための形態】

【0018】

まず、本明細書で説明する「おとりパスワード」のサービスについて説明する。従来のネットバンキングシステムを利用する際の認証情報としては「正規のユーザID」および「正規のパスワード」が利用されていた。本発明では、このような認証情報がコンピュータウィルスなどにより盗まれることを想定し、常に複数回のIDとパスワードを入力するようにしておき、「正規のユーザID」と「正規のパスワード」を何回目に入力するかを本発明に係るネットバンキングシステムに登録しておき、登録された回数時以外は任意のパスワード（これを本明細書では「おとりパスワード」と呼ぶことにする）をユーザに入力してもらい、認証要求実行後、当該回数時に入力した、正規の認証情報をもって認証処理を行うこととした。具体的に言えば、当該回数が3回の時、少なくとも3回は入力を促すメッセージとともに認証情報（IDおよびパスワード）を入力する画面が表示され、3回以上認証情報を入力した後に認証要求を実行して始めて認証処理が行われる。例えば、認証情報を入力する画面を10回表示させて認証情報（IDおよびパスワード）を10回入力した上で、認証要求を実行（例えば、ログインボタンを押下）してもよい。かかる場合、登録された回数が3回なので、3回目に入力された認証情報に基づいて認証処理が行われることになる。

20

【0019】

本発明の一実施形態では、どんなパスワードを入力したとしても認証要求を実行するまで何度でも認証情報入力画面が表示されるので、ユーザは、任意の回数だけ認証情報を入力することが可能である。入力されるパスワードは、指定された回数時だけは正規のパスワードを入力する必要があるが、それ以外の回数時は、正規のパスワードを入力するようにしてもよいし、正規ではないパスワードを入力するようにしてもよく、いずれでも構わない。

30

【0020】

また、本発明の一実施形態では、何回目正規のパスワードを入力するのかを表す回数は、動的に変更可能である。本実施形態では、上述したように、ユーザによって予め設定された回数（静的な値）を登録しておくことも可能であるが、本発明の一実施形態では、ワンタイムパスワードのサービスを使用し、動的に当該回数を設定可能にすることも可能である。

40

【0021】

既知のワンタイムパスワードのサービスでは、トークンと呼ばれることもある、ワンタイムパスワードを表示するデバイスがユーザに配布され、ユーザは認証情報を入力する際、当該デバイスに表示されている値を使用していた。後述するように、本発明では、ユーザがシステムに認証情報を入力する際に当該デバイスに表示されているワンタイムパスワードの任意の桁（例えば、1の位）の値を回数として動的に設定することが可能である。本発明に係るネットバンキングシステムでは、認証情報を入力する画面が開かれた時などに、ワンタイムパスワードの任意の桁の値を回数として動的に設定可能なように構成することができる。このような構成により、ユーザ側とシステム側で、何回目正規の認証情

50

報を入力しなければならないのかの情報が同期されるので、ユーザはトークンに示される数値にしたがって正規の認証情報を入力すればよい。なお、本実施形態の前提として、ユーザが銀行に対して、ワンタイムパスワードの任意の桁のうち、どの桁の数値を使用するかは知らせておく必要がある。

【 0 0 2 2 】

上述のような実施形態によれば、仮に、認証情報の盗難があったとしても、第三者は、システムにアクセスできないユーザIDおよびパスワードの組合せを多数保持してしまうので、不正アクセスをするまでに時間がかかり、また、故意にパスワード入力を誤る回数が動的に変更されうるので、盗んだ一連のユーザIDおよびパスワードを順番に全て使用したとしても、不正アクセスをすることが非常に困難となる。例えば、ワンタイムパスワードを使用する実施形態では、ユーザIDおよびパスワードの盗難時には3回目の入力時に正規のユーザIDおよび正規のパスワードが使用されていたが、盗難者が不正アクセスを試みるときは3回目ではない回数（例えば、2回目や5回目）の入力時に正規のユーザIDおよび正規のパスワードを使用しなくてはならなくなる可能性が高いので、不正アクセスに成功する可能性が著しく減少することになる。

10

【 0 0 2 3 】

さらに、上述した実施形態を組み合わせて使用することも可能である。例えば、トークンに表示された任意の桁の数値が「3」である時には、3回目の認証情報の入力時に正規のユーザIDとパスワードを入力すればよく、4回以上ユーザIDとパスワードを入力した上で任意のタイミングで認証要求を実行すればよい。このようにすることにより同じユーザのIDとパスワードが何度盗まれたとしても、毎回、何回目に正規の認証情報を入力しなければならないのかの情報が異なってくるので、盗難者は、不正を働くことが著しく困難となる。

20

【 0 0 2 4 】

以下、本発明の実施形態について詳細に説明するが、本発明の要旨を逸脱することなく、構成および細部において変更される様々な実施形態を実現可能であることを当業者は理解するだろう。

【 0 0 2 5 】

図1は、本発明に係るネットバンキングシステム120を含む、システム全体の概要を説明する図である。図1に示されるように、ユーザ端末100a、100b、100c、100d、・・・（説明の便宜上、以後、「ユーザ端末100」とする）は、インターネットサービスプロバイダ（ISP）110a、110b（同様に、「ISP110」とする）経由でネットバンキングシステム120にアクセスすることができる。

30

【 0 0 2 6 】

本明細書において「ユーザ端末」という用語には、例えば、パーソナルコンピュータ（PC）、ラップトップ、タブレット型コンピュータ、携帯情報端末（PDA）、ユーザ機器（UE）、移動局、セルラ電話機、スマートフォン、あるいは有線または無線環境において動作可能な他の任意のタイプのデバイスが含まれ得るが、これらには限定されない。すなわち、ユーザ端末100は、ISP110を介してネットバンキングシステム120に有線および/または無線でアクセスすることが可能な任意の種類デバイスとすることができる。

40

【 0 0 2 7 】

ISP110は、企業や家庭に設置されているユーザ端末100に対して通信回線を通じてインターネット接続サービスを提供することができる既知のプロバイダである。ISP110は、ネットバンキングシステム120から所定の通知メッセージを受信し、およびネットバンキングシステム120に対する特定のアクセスに関わったユーザ端末100の情報を格納するように構成されることができる。特定のアクセスに関わったユーザ端末100の情報は、不正アクセスの対象者を識別するために用いることができる。

【 0 0 2 8 】

本実施形態では、インターネットサービスプロバイダ（ISP）を利用する実施形態を

50

説明するが、本発明の適用範囲はこれに限定されることはなく、ユーザ端末100がインターネットなどのネットワークに接続するための機能を提供するものであれば構わない。

【0029】

ネットバンキングシステム120は、ユーザ端末100に対して既知のサービス（例えば、預金残高照会、入出金照会、口座振込や振替などの送金処理、など）を提供することができる。ネットバンキングシステム120は、ISP110に対して所定の通知メッセージを送信することができる。所定の通知メッセージの送信に関する処理およびそのための構成については図8を参照しながら後述する。

【0030】

図2は、本発明に係るネットバンキングシステム120のシステム構成の概要を説明する図である。ネットバンキングシステム120は、一般的なコンピュータと同様に、バス210などによって相互に接続された制御部201、主記憶部202、補助記憶部203、インターフェース（IF）部204および出力部205を備える。また、ネットバンキングシステム120は、管理データベース（DB）206および入力情報DB207を備えることができる。

10

【0031】

制御部201は、中央処理装置（CPU）とも呼ばれ、ネットバンキングシステム120内の各構成要素の制御やデータの演算を行い、また、補助記憶部203に格納されている各種プログラムを主記憶部202に読み出して実行することができる。主記憶部202は、メインメモリとも呼ばれ、受信した各種データ、コンピュータ実行可能な命令および当該命令による演算処理後のデータなどを記憶することができる。補助記憶部203は、ハードディスク（HDD）などに代表される記憶装置であり、データやプログラムを長期的に保存する際に使用される。

20

【0032】

図2の実施形態では、制御部201、主記憶部202および補助記憶部203を同一のサーバコンピュータ内に設ける実施形態について説明したが、他の実施形態として、ネットバンキングシステム120は、制御部201、主記憶部202および補助記憶部203を複数個使用することにより、複数のサーバコンピュータによる並列分散処理を実現するように構成されることもできる。また、他の実施形態として、ネットバンキングシステム120用の複数のサーバを設置し、複数サーバが一つの補助記憶部203を共有する実施形態にすることも可能である。

30

【0033】

IF部204は、他のシステムや装置との間でデータを送受信する際のインターフェースの役割を果たし、また、システムオペレータから各種コマンドや入力データ（各種マスタ、テーブルなど）を受け付けるインターフェースを提供することができる。出力部205は、処理されたデータを表示する表示画面などを提供することができる。

【0034】

管理DB206は、ネットバンキングシステム120の利用者（ユーザ）の管理情報を格納するデータベースである。当該管理情報には、ユーザのIDやパスワード（PW）などの認証情報、本明細書で上述した「おとりパスワード」のサービス契約の締結有無、何回目に正規の認証情報を入力しなければならないのかの情報（図5の認証時回数506）、ワンタイムパスワード使用時に利用される任意の桁情報などが含まれるが、これらのデータ項目に限定されることはない。

40

【0035】

入力情報DB207は、ユーザによって実際に入力された認証情報（ユーザIDとパスワード）を格納するデータベースである。格納されている認証情報は、ユーザにより入力された認証情報のログ情報であり、不正アクセスが疑われる際の照合用データとして利用されることが可能である。

【0036】

図3は、本発明の一実施形態に係るネットバンキングシステム120において実行され

50

る認証処理を説明するフロー図である。以降の説明では、ユーザがワンタイムパスワードを使用する実施形態および使用しない実施形態の両方に適用可能な実施形態について説明するが、本発明の要旨は、いずれかの実施形態のみに適用することも可能であることを理解されたい。

【0037】

本処理フローは、S301からスタートする。S301にて、ユーザはユーザ端末100を使用してISP110経由でネットバンキングシステム120にアクセスする。ネットバンキングシステム120にアクセスすると、図4に例示されるような認証情報入力画面（ログイン画面）400がユーザ端末100のディスプレイ等に表示される。なお、図4ではログイン画面400を認証情報入力画面400の一例として示したが、本発明はこれに限定されることはなく、ユーザIDおよびパスワード（PW）などの認証情報を入力可能な入力画面であれば、他の用途（例えば、送金）の操作画面であってもよい。

10

【0038】

図4のログイン画面400には、ユーザIDおよびパスワードの入力欄、これらの認証情報をさらに入力可能にするためのOKボタン、および認証要求を実行するためのログインボタンが含まれている。より詳細に説明すれば、ログイン画面400においてユーザIDおよびパスワードを入力してOKボタンを押下すれば、ユーザが所望の回数だけユーザIDおよびパスワードを入力可能となる。すなわち、ユーザIDおよびパスワードの入力とOKボタンの押下を5回繰り返せば、5回分の認証情報が蓄積されることとなり、ログインボタンが押下されて始めて認証処理が行われる（ただし、認証時回数506に示される回数以上の入力が必要）。なお、ボタンの名称は例示であって、同様の機能を果たすものであれば他の名称であっても構わない。

20

【0039】

S302にて、ユーザ端末100のディスプレイ等に表示された認証情報入力画面400にユーザIDおよびパスワード（PW）などの認証情報が入力される。入力された認証情報は、図4に例示した「OK」ボタンの押下時にネットバンキングシステム120に送信されて主記憶部202上に記憶される。また、入力された認証情報は、図4に例示した「ログイン」ボタンの押下時にも、ユーザ端末100からネットバンキングシステム120に送信され、かかる場合には、送信された認証情報は、主記憶部202に格納されている認証情報とともに入力情報DB207に格納される。

30

【0040】

入力情報DB207には、図6に例示するような入力認証情報600を格納可能である。入力認証情報600は、ユーザが認証情報入力画面400に実際に入力したユーザIDおよびパスワード（PW）などの履歴情報（ログ情報）であり、第三者がこのユーザの認証情報を盗んで使用した場合に盗難情報であるかどうかを判定するための情報として活用することができる。

【0041】

図6に例示するように、入力認証情報600は、契約者名601、ユーザID602、日時603および入力PW604を備えるが、これ以外のデータ項目を含めるようにしても構わない。契約者名601は、ネットバンキングシステム120にアクセスしてきたユーザの契約者名であり、後述する契約者名501と同様のデータである。ユーザID602、日時603および入力PW604は、それぞれ、認証情報入力画面400に実際に入力されたユーザID、OKボタンやログインボタンなどの所定のボタンを押下するといったイベントが発生した日時、および実際に入力されたPWである。

40

【0042】

再び図3に戻って説明すると、S303にて、ユーザによって図4に例示した「ログイン」ボタンが押下されると、認証要求実行指示がユーザ端末100からネットバンキングシステム120に送信される。ネットバンキングシステム120は、ユーザ端末100から認証要求実行指示を受信したことに応答して、ユーザによってそれまでに入力された認証情報に含まれるユーザ識別情報（例えば、ユーザID）を検索キーにして管理DB20

50

6 にアクセスし、管理 DB 206 に格納されている、図 5 に例示されるような管理情報 500 を読み出す。読み出された管理情報 500 は、主記憶部 202 上に記憶される。仮に、ユーザ ID が複数存在する場合には、複数のユーザ ID が存在する旨のエラーメッセージを表示するようにしてもよいし、あるいは、最も数が多いユーザ ID を検索キーとして利用してもよい。

【0043】

図 5 は、管理 DB 206 に格納されている管理情報 500 のデータ項目を説明する図である。管理情報 500 は、契約者名 501、口座情報 502、契約有無 503、ユーザ ID 504、パスワード(PW) 505 および認証時回数 506 を備えることができる。図 5 に示した管理情報 500 のデータ項目は一例であり、その他のデータ項目が含まれてもよい。

10

【0044】

契約者名 501、口座情報 502、ユーザ ID 504 およびパスワード(PW) 505 は、それぞれ、ネットバンキングシステム 120 のサービスを契約しているユーザのユーザ名、当該ユーザの口座情報(店番号、科目、口座番号)、当該サービスを利用する際のユーザ ID およびパスワードである。

【0045】

契約有無 503 は、本明細書で説明する「おとりパスワード」を使用する契約を締結しているか否かを示す情報である。認証時回数 506 は、何回目に正規の認証情報を入力しなければならないのかを示す回数情報を格納する。認証時回数 506 に格納される数値は、ワンタイムパスワード用トークンに表示される数値の任意の桁(例えば、1 の位)の数値と同じ数値が当該ユーザのシステムアクセス時や所望の機能(例えば、送金)を実行しようとする時に動的に格納されるように構成されることができる。ワンタイムパスワードを利用する実施形態の利点として挙げられるのは、ワンタイムパスワード用トークンに表示される数値は、配布されるユーザごとに異なる(換言すれば、ユーザごとに異なる表示となる)ことである。このため、第三者が他のトークンを入手したとしても被盜難者のトークンと同じ数値を把握することは困難である。本発明においてワンタイムパスワードを使用しない実施形態も可能であるが、その場合には、ユーザによって設定された回数が認証時回数 506 に格納される。

20

【0046】

再び図 3 に戻って説明すると、S304 にて、ネットバンキングシステム 120 は、読み出した管理情報 500 内の契約有無 503 が「契約有り」を示す場合に、認証情報入力画面 400 を介してユーザ端末 100 から受信した認証情報の数が認証時回数 506 に示される回数以上であるかを判定する。認証時回数 506 に示される回数以上であれば S306 に処理が進み、一方、認証時回数 506 に示される回数未満であれば S305 に処理が進んで、入力された認証情報の数が少ない旨のエラー表示がユーザ端末 100 のディスプレイ等に表示され、本処理フローが終了する。

30

【0047】

具体的に言えば、認証時回数 506 に「2」という情報が示されていれば、認証情報(ID、PW)が何回入力されたとしても 2 回目に入力された認証情報を使用して認証処理が行われることとなり、1 回目に入力された認証情報および 3 回目以降に入力された認証情報は、認証処理には使用されない。仮に、1 回しか認証情報が入力されなければ S305 のエラー処理が行われる。この「2」という数値は、ワンタイムパスワード用のトークンに表示されているか、あるいはユーザが設定した数値であるので、第三者はどの認証情報を使用したらいのか特定することが非常に困難となる。

40

【0048】

S306 にて、ネットバンキングシステム 120 は、認証情報入力画面 400 を通じて入力された認証情報のうち認証時回数 506 に示される回数の時に入力された認証情報と、読み出された管理情報 500 のユーザ ID 504 および PW 505 とが一致するかどうかを照合する。上述したように、認証時回数 506 に示される回数の時以外に入力された

50

認証情報は、照合処理には使用されない。

【 0 0 4 9 】

S 3 0 7 にて、S 3 0 6 の照合の結果、正規のユーザであると判定された場合には S 3 0 8 に処理が進み、一方、正規のユーザではないと判定された場合には S 3 0 9 に処理が進む。

【 0 0 5 0 】

S 3 0 8 にて、ネットバンキングシステム 1 2 0 は、ユーザの所望の画面（例えば、メニュー画面、送金画面、など）をユーザ端末 1 0 0 のディスプレイ等に表示させる。これにより、ユーザは所望の画面を利用して望む操作を行うことができるようになる。

【 0 0 5 1 】

S 3 0 9 にて、ネットバンキングシステム 1 2 0 は、画面上に I D や P W が誤っていることを示すエラーメッセージを表示するなどのエラー処理を行う。エラー処理の一実施形態としては、エラーメッセージの画面表示を行うだけでも構わないし、他の実施形態としては、図 8 を参照しながら後述するプロバイダ通知機能を実行するようにしてもよい。

【 0 0 5 2 】

図 3 を参照しながら説明した上記実施形態では、ユーザ端末 1 0 0 から送信された認証情報が入力情報 D B 2 0 7 に格納される実施形態について説明したが、本発明の実施形態はこれに限定されることはない。本発明の他の実施形態では、ユーザによって入力されたユーザ I D およびパスワードを入力情報 D B 2 0 7 に格納することなく、認証を行うことが可能である。かかる場合、ユーザ端末 1 0 0 から受信した認証情報は、主記憶部 2 0 2 上に記憶される。S 3 0 3 にて、ネットバンキングシステム 1 2 0 は、ユーザ端末 1 0 0 から認証要求実行指示を受信したことに応答して、ユーザによってそれまでに入力された認証情報に含まれるユーザ識別情報（例えば、ユーザ I D ）を検索キーにして管理 D B 2 0 6 にアクセスし、管理 D B 2 0 6 に格納されている管理情報 5 0 0 を読み出す。その後、S 3 0 4 以後の処理が行われる。本発明の他の実施形態では、主記憶部 2 0 2 上に記憶されている認証情報は、入力情報 D B 2 0 7 に格納されないで、その後破棄される。

【 0 0 5 3 】

図 7 は、本発明に係るネットバンキングシステム 1 2 0 の機能ブロック図の一例である。図 7 に示すように、ネットバンキングシステム 1 2 0 は、I F 制御部 7 0 1、判定部 7 0 2、照合部 7 0 3、エラー処理部 7 0 4、管理 D B 2 0 6 および入力情報 D B 2 0 7 を備えている。

【 0 0 5 4 】

I F 制御部 7 0 1 は、ユーザ端末 1 0 0 によって行われた操作に応じて、または予め定められた条件が満たされる時に、予め定められた画面インターフェース（例えば、認証情報入力画面 4 0 0 ）をユーザ端末 1 0 0 のディスプレイ等に表示させることができる。また、I F 制御部 7 0 1 は、ユーザによって入力された認証情報を、所定のイベント発生時（例えば、画面上のボタン押下時、など）にユーザ端末 1 0 0 からネットバンキングシステム 1 2 0 に送信することができる。

【 0 0 5 5 】

判定部 7 0 2 は、管理 D B 2 0 6 に格納されている管理情報 5 0 0 を読み出し、読み出した管理情報 5 0 0 内の契約有無 5 0 3 が「契約有り」を示す場合に、認証情報入力画面 4 0 0 を介してユーザ端末 1 0 0 から受信した認証情報の数が認証時回数 5 0 6 に示される回数以上であるかを判定する。なお、認証時回数 5 0 6 の数値は、当該ユーザに割り当てられているワンタイムパスワード用トークンに表示される数値の任意の桁（例えば、1 の位）の数値と同じ数値になるように動的に構成されてもよいし、あるいは、ユーザによって設定された数値が格納されるように構成されてもよい。

【 0 0 5 6 】

また、判定部 7 0 2 は、入力情報 D B 2 0 7 に入力認証情報 6 0 0 を格納することができる。入力認証情報 6 0 0 は、ユーザが認証情報入力画面 4 0 0 に実際に入力したユーザ I D および P W の履歴情報であり、第三者がこれらの認証情報を盗んで利用した場合に利

10

20

30

40

50

用された情報が盗難情報であるかどうかを判定するための情報として活用することができる。

【 0 0 5 7 】

照合部 7 0 3 は、認証情報入力画面 4 0 0 に入力された認証情報（ユーザ ID および P W ）のうち認証時回数 5 0 6 に示される回数時に入力された認証情報と、読み出された管理情報 5 0 0 のユーザ ID 5 0 4 および P W 5 0 5 とが一致するかどうかを照合する。

【 0 0 5 8 】

また、照合部 7 0 3 は、入力されたユーザ ID および P W の組合せが間違っているなどのエラーが発生した後に、入力された一連の認証情報を、入力情報 D B 2 0 7 に格納されている過去に入力された入力認証情報 6 0 0 と照合し、両者が一致するかどうかを判定することができる。当該判定の結果、一致していると判定された場合には、照合部 7 0 3 は、I S P 1 1 0 に対して当該アクセスしてきたユーザが不正を行っている可能性が高い旨の通知メッセージを送信することができる。過去に入力された入力認証情報 6 0 0 には、正規ユーザが出鱈目に入力したパスワードが含まれている可能性があり、そのようなパスワードまでが一致するという事は、パスワード盗難があったと推定することが可能だからである。

【 0 0 5 9 】

エラー処理部 7 0 4 は、入力された I D および P W の組合せが間違っている、といったエラー発生時にエラーメッセージやエラー表示をユーザ端末 1 0 0 のディスプレイ等に表示させることができる。

【 0 0 6 0 】

管理 D B 2 0 6 および入力情報 D B 2 0 7 は、図 2 を参照しながら説明したように、それぞれ、ネットバンキングシステム 1 2 0 の利用ユーザの管理情報およびユーザによって入力された認証情報を格納するデータベースである。

【 0 0 6 1 】

図 8 は、第三者が盗んだユーザ ID や P W などの認証情報を利用してシステムにアクセスした際の処理を説明する図である。ワンタイムパスワード用トークンに表示される数値の任意の桁（例えば、1 の位）の数値と同じ数値が認証時回数 5 0 6 に格納される実施形態の場合には、一連の「おとりパスワード」および「正規のパスワード」が盗まれたとしても、盗難者がシステムにアクセスして盗んだ認証情報を使用した場合には、そのアクセス時の認証時回数 5 0 6 の値は、盗難時の認証時回数 5 0 6 の値とは異なっている可能性が高い。例えば、ワンタイムパスワード用トークンに表示される数値の任意の桁の数値が 0 ~ 9 のいずれかであるとすると、盗難時と不正アクセス時の数値が一致する確率は 1 0 分の 1 となる。このため、図 3 のフローに従って、盗難者がネットバンキングシステム 1 2 0 にアクセスしたとしても、S 3 0 9 のエラー処理に進む可能性が高い。

【 0 0 6 2 】

かかる場合に、S 8 0 1 にて、ネットバンキングシステム 1 2 0 （照合部 7 0 3 ）は、入力された一連の認証情報が入力情報 D B 2 0 7 に格納されている過去に入力された認証情報と一致するかどうかを判定する。一致しない場合には盗難者ではない可能性が高いので、画面上にエラー表示（例えば、「I D および P W の組合せが間違っています。再度、入力をして下さい。」など）をして処理を終了する。一方、一致する場合には、盗難者が盗んだ認証情報を利用してアクセスしてきた可能性が高いので、ネットバンキングシステム 1 2 0 （照合部 7 0 3 ）は、I S P 1 1 0 に対して当該アクセスしてきたユーザが不正を行っている可能性が高い旨の通知メッセージを送信することができる。これにより、I S P 1 1 0 では、どのアクセスユーザが不正な行為を行っているかを容易に特定することが可能となる。

【 0 0 6 3 】

本発明の他の実施形態として、認証時回数 5 0 6 によって示される回数時以外には、正規のパスワードの入力を不可とする実施形態も可能である。このような実施形態によれば、不正アクセスを試みようとする者（盗難者）が正規の I D および正規のパスワードの組

10

20

30

40

50

合せのみを使用してシステムへのアクセスを試みた場合でも不正アクセスを防止することが可能となる。

【 0 0 6 4 】

上記の実施形態では、図 4 に例示したような認証情報入力画面（ログイン画面）400 にユーザ ID およびパスワードを 1 回入力して OK ボタンやログインボタンを 1 回押下する実施形態について説明した。しかしながら、本発明の他の実施形態として、認証情報入力画面（ログイン画面）400 にユーザ ID およびパスワードを入力するエリアを複数表示させて、ユーザ ID およびパスワードを複数の入力エリアにそれぞれ入力してから OK ボタンやログインボタンを 1 回押下するように構成することも可能である。このような実施形態によれば、認証情報入力画面（ログイン画面）400 上で、例えば、5 つのユーザ ID およびパスワードを入力しておき、その上で OK ボタンやログインボタンを 1 回押下することになるので、盗難者はどのユーザ ID およびパスワードが正規のものであるのかが分かりにくくなる。

10

【 0 0 6 5 】

以上、例示的な実施形態を参照しながら本発明の原理を説明したが、本発明の要旨を逸脱することなく、構成および細部において変更する様々な実施形態を実現可能であることを当業者は理解するだろう。すなわち、本発明は、例えば、システム、装置、方法、プログラムもしくは記憶媒体等としての実施態様を採ることが可能である。

【 符号の説明 】

【 0 0 6 6 】

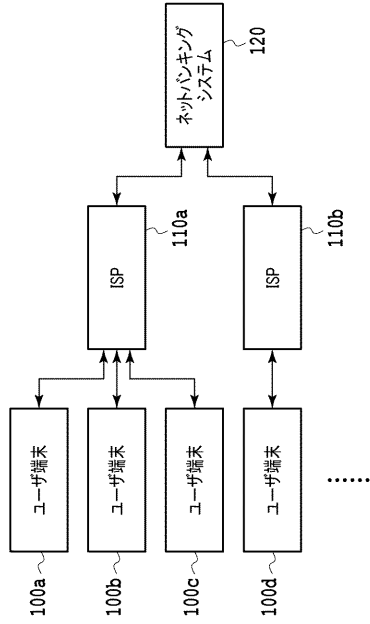
20

- 1 0 0 ユーザ端末
- 1 0 1 インターネットサービスプロバイダ (I S P)
- 1 0 2 ネットバンキングシステム
- 2 0 1 制御部
- 2 0 2 主記憶部
- 2 0 3 補助記憶部
- 2 0 4 インターフェース (I F) 部
- 2 0 5 出力部
- 2 0 6 管理データベース (D B)
- 2 0 7 入力情報データベース (D B)
- 4 0 0 認証情報入力画面 (ログイン画面)
- 5 0 0 管理情報
- 5 0 1、6 0 1 契約者名
- 5 0 2 口座情報
- 5 0 3 契約有無
- 5 0 4、6 0 2 ユーザ ID
- 5 0 5、6 0 4 パスワード (P W)
- 5 0 6 認証時回数
- 6 0 0 入力認証情報
- 6 0 3 日時
- 7 0 1 I F 制御部
- 7 0 2 判定部
- 7 0 3 照合部
- 7 0 4 エラー処理部

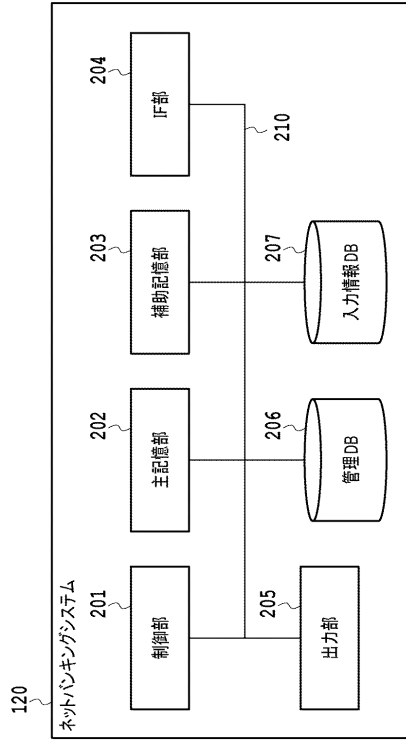
30

40

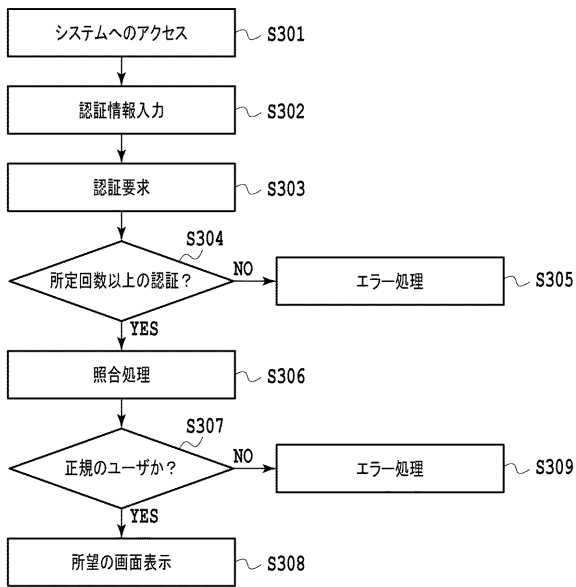
【図1】



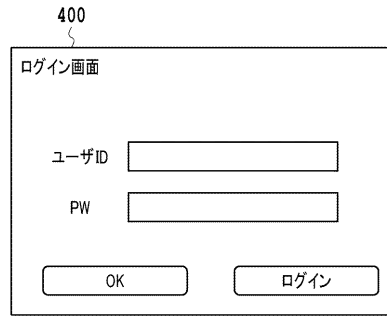
【図2】



【図3】



【図4】



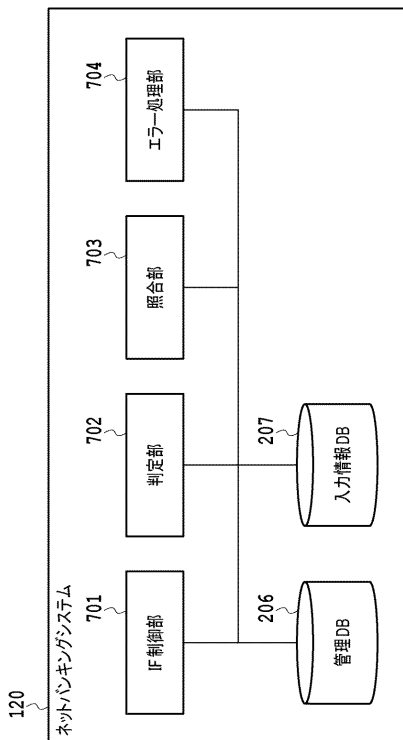
【図5】

501	契約者名	502	口座情報	503	契約有無	504	ユーザID	505	PW	506	認証回数
	若草 太郎		本店 普通 1234567		1		3259999999		7777777		2
	若草 花子		本店 普通 5328891		1		583222222		2222222		3

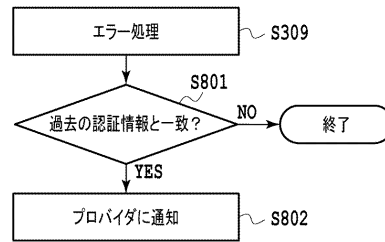
【図6】

	601	602	603	604
契約者名	ユーザID	日時	入力PW	
若草 太郎	3259999999	2014/10/01 13:05:32	7777777	
若草 太郎	3259999999	2014/10/01 13:06:05	1335458	
.	.	.	.	
.	.	.	.	
.	.	.	.	

【図7】



【図8】



フロントページの続き

(56)参考文献 特表2009-505593(JP,A)
特開2002-150242(JP,A)
特開2000-010773(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 21/31
G06F 21/34